

フランス、韓国における償却資産の保有にかかる
課税に関する調査報告書

平成20年9月

財団法人 企業活力研究所

委託先 KPMG 税理士法人



この事業は、競輪の補助金を受けて
実施したものです。
<http://ringring-keirin.jp/>



要約

償却資産をはじめとした資産課税負担は、事業遂行上、固定費として捉えられ、法人税課税や社会保険料のあり方とは別に企業行動の選択に大きな影響を及ぼす。特に、わが国においては、付加価値の源泉である償却資産に対しても固定資産税が課されており、企業の設備投資意欲を低下させるとともに、特定の業種に偏在するなどの問題を指摘する意見もある。

本調査研究では、上記の問題意識に基づき、わが国企業の資産課税負担の今後のあり方について検討する際の参考とすべく、フランス及び韓国における償却資産の保有に係る課税について調査を行った。

まず第Ⅰ部では、フランスにおける償却資産の保有に対する課税の有無について調査を行った。その結果、フランスでは、償却資産の保有に対する課税制度に分類できる制度として、職業税、イル・ド・フランス州における一定の事業所税、商工業会議所税、手工業会議所税、調整税が存在することが判明した。本調査研究においては、上記5税目について、それぞれの課税客体、課税団体、課税標準、税率、税収の地方税全体に占める比率、税収の使途、非課税措置等について詳細調査を行っている。

第Ⅱ部では、韓国における償却資産の保有に対する課税の有無について調査を行った。その結果、韓国では、償却資産（償却資産だけでなく、土地及び建物などその他の資産も課税対象となる）の保有に対し、財産税、都市計画税、共同施設税、地方教育税が課されることが判明した。フランス同様、本調査研究においては、上記4税目について、それぞれの課税客体、課税団体、課税標準、税率、税収の地方税全体に占める比率、税収の使途、非課税措置等について詳細調査を行っている。

調査研究概要

I. フランス

フランスでは、償却資産の保有に対する課税制度に分類できる制度のうち重要なものとして、職業税がある。また、職業税に加え、実質的に、職業税と同じルールに従って規定されている償却資産(建物等、他の資産も課税対象となる)に係るイル・ド・フランス州において不動産を営む公共団体が受領する事業所税(以下、「事業所税」という。)、商工業会議所税、手工業会議所税及び調整税が存在している。

本調査においては、上記の5税目について、調査を行った。各税目の概要については以下の通りである。

	職業税	事業所税	商工業 会議所税	手工業 会議所税	調整税
課税 客体	事業用不動産(土地を含む。)及びその他事業用固定資産(工具、装置、事業用家具等)とされており、償却資産もその対象に含まれている。	職業税と同じである。	職業税と同じである。	職業税と同じである。	調整税は前年のフランス全土における平均職業税率に比べ、適用される職業税率が低い管轄地域内において課される。
課税 団体	州、県及び市町村の管轄部門	イル・ド・フランス州において不動産を営む公共団体	商工業会議所	手工業会議所	国
課税 標準	納税義務者がその課税年度の2年前の事業年度末日に	職業税と同じである。	職業税と同じである(一定の場合には、50%の減税が	職業税と同じである。	職業税と同じである。

	において所有、又は、賃借するその有形固定資産の年間の賃貸価格である。		適用される。)		
税率	投下資産がどこの市町村に所在するかにより様々であり、15%～40%となる。	0.271%	2006年におけるパリの適用税率は、1.56%である。	2006年におけるパリにおける税額は、固定税額 EUR207 及び市町村付加税 0.97%である。	当該税目の総額は、当該税目が課税される管轄地域によって、適用税率が異なる。2006年及び2007年におけるパリの調整税率は 2.5%である。
税収の地方税全体に占める比率	2006年における職業税収入に対する各管轄に係る税収の割合は、パリ 29.22%、イル・ド・フランス州 38.56%である。	2007年の当該事業所税に係る税収（パリ）は、€72,500,000 である。（税収割合は不明）	2006年度商工業会議所税収入（パリ）は、€77,523,262 である。（税収割合は不明）	2006年度手工業会議所税収入（パリ）は、€1,583,685 である。（税収割合は不明）	調整税の徴収税額の総額はフランス財務省により公表されていない。
税収の用途	フランスの各部門の包括的な権限に従って使用される。例えば、パリ県の場合には、都市化、環境、治安、	公共団体が受領した資金（例えば、税金や助成金で国によりされたもの）はこれらの団体が行う公共事業	商工業会議所が受け取った資金は、会議所が遂行すべき任務に充てられる。	この専門職の団体が受け取った資金は、その団体が行うべき任務を遂行するために使用される。当該任務	一般予算に充当される。

	<p>その他全体的な費用のために使用される。</p>	<p>に充てられる。</p>		<p>とは、地域内で行われる技術職の創出や開拓及び技術職についての情報交換をサポートする活動である。</p>	
<p>非課税措置等</p>	<p>非営利活動等に関する非課税措置など、多くの非課税措置が規定されている。</p>	<p>職業税と同じである。</p>	<p>職業税に免税として適用される項目（一定の項目を除く。）のほか、非営利活動を排他的に行っている納税義務者など、一定の納税義務者に対する免税規定が設けられている。</p>	<p>都市免税地域に関する免税を除き、職業税に適用される免税規定が同様に適用される。</p>	<p>職業税と同じである。</p>

II. 韓国

韓国では、償却資産(償却資産だけではなく、土地及び建物などその他の資産も課税対象となる)の保有に対し、財産税、都市計画税、共同施設税、地方教育税が課される。しかし、機械装置及び器具備品の保有に対し、課される租税はない。

本調査においては、上記の4税目について、調査を行った。各税目の概要については以下の通りである。

	財産税	都市計画税	共同施設税	地方教育税
課税 客体	課税基準日(毎年6月1日)において区に所在する建築物、船舶、航空機	課税基準日(毎年6月1日)において都市計画税賦課地域内に所在する財産税の課税対象となる建築物	課税基準日(毎年6月1日)において消防共同施設区域及び汚物処理施設区域等の共同施設区域内に所在する建築物及び船舶	登録税の課税対象となる資産又は財産税の課税対象となる資産
課税 団体	課税基準日(毎年6月1日)において当該資産が所在する区及び市・郡	課税基準日(毎年6月1日)において当該資産が所在する特別市・広域市及び市・郡	課税基準日(毎年6月1日)において上記資産が所在する特別市・広域市及び道	登録税を課税する特別市・広域市及び道並びに財産税を課税する地方自治体が属する特別市・広域市及び道
課税 標準	時価標準額	時価標準額	時価標準額	登録税額又は財産税額等
税率	① 建築物 - ゴルフ場及び高級娯楽場用建築物：1000分の40 - 特別市・広域市・市の住居地域に指定された地域に所在する一定の工場用建築物：	- 標準税率：1000分の1.5 - 地方自治体長は上記標準税率とは別に税率を定めることができるが、当該税率は1000分の2.3を超過してはならない。	1) 消防共同施設に課される共同施設税(金額の区分に応じて逡減税率が適用される。) 2) 汚物処理施設その他の共同施設に課される共同施設税：1000分の0.23 3) 各地方自治体	100分の20

	<p>1000分の5</p> <p>- その他 建築物：1000分の2.5</p> <p>② 船舶</p> <p>- 非業務用船舶で、時価標準額が5千万ウォンを超える船舶：1000分の50</p> <p>- その他船舶：1000分の3</p> <p>③ 航空機：1000分の3</p> <p>④ 特別な財政需要、災害等により財産税の税率調整が不可避であると認められる場合には、各地方自治体長は条例で定めるところにより上記税率の100分の50の範囲内で税率を加減調整できる。</p>		<p>長は条例で定めるところにより上記税率の100分の50の範囲内で税率を加減調整できる。</p>	
<p>税収の地方税全体に占める比率</p>	<p>2007年度の地方税収に占める財産税の割合は、7.680%（財産税合計3,225,761百万ウォン/地方税合計42,002,042百万ウ</p>	<p>2007年度の地方税収に占める都市計画税の割合は、3.950%（都市計画税合計1,659,178百万ウォン/地方税合計42,002,042百万</p>	<p>2007年度の地方税収に占める共同施設税の割合は、1.289%（共同施設税合計541,521百万ウォン/地方税合計42,002,042百万ウ</p>	<p>2007年度の地方税収に占める地方教育税の割合は、10.610%（地方教育税合計4,456,653百万ウォン/地方税合計42,002,042百</p>

	オン)。	ウオン)。	オン)。	万ウオン)。
税収の用途	財産税の収入に使用制限はない。	都市計画に関連する事業に充当される。	消防設備及び汚物処理施設等の共同施設の管理等に充当される。	地方の教育財源の拡充のために使用される。
非課税措置等	<ul style="list-style-type: none"> - 農機械類、農業用水の供給施設、20トン未満の小型漁船に対する減免 - 民営刑務所等に対する減免 - 社会教育施設等に対する減免 - 産業団地等に対する減免 - 地域均衡開発のための減免 - 産業人材支援のための減免 - 中小企業、流通団地支援のための減免 - 事業用航空機、国際船舶、外国航路就航用船舶等に対する減免 - 国民健康増進事業者等に対する減免 - 社会団体等に対する減免 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方税法による主要減免 - 民営刑務所等に対する減免 - 社会教育施設等に対する減免 - 国民健康増進事業者等に対する減免 - 社会団体等に対する減免 ② ソウル特別市条例による主要減免 - 生涯教育施設等に対する減免 - 文化地区内の勸奨施設に対する減免 - 地方医療院に対する減免 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方税法による主要減免 - 20トン未満小型漁船に対する減免 - 民営刑務所等に対する減免 - 社会教育施設等に対する減免 - 国際船舶に対する減免 - 国民健康増進事業者等に対する減免 - 社会団体等に対する減免 ②ソウル特別市条例による主要減免 - 生涯教育施設等に対する減免 - 地方医療院に対する減免 	非課税措置等はない。

【 目 次 】

I.	フランスにおける償却資産の保有に係る課税	1
1.	職業税 (Business tax / Taxe professionnelle)	1
2.	イル・ド・フランス州において不動産業を営む公共団体が受領する事業所税 (Specific tax received by a Public Corporation acting in Real Estate in the Ile de France/ Taxe speciale d'equipement percue par l'etablissement public foncier d'Ile de France)	8
3.	商工業会議所税 (Chamber of commerce tax / Taxe pour frais de Chambre de Commerce et d' industrie)	9
4.	手工業会議所税 (Chamber of trade tax / Taxe pour frais de Chambre des metiers)	11
5.	調整税 (Perequation (Adjustment) tax)	12
II.	韓国における償却資産の保有に係る課税	14
1.	財産税	14
2.	都市計画税	18
3.	共同施設税	20
4.	地方教育税	23
	《参考 / 米国における償却資産の保有に係る課税》	26
I.	概要 (米国各州における償却資産の保有に対する課税の有無)	26
II.	カリフォルニア州	29
1.	動産税 (Personal Property Tax)	29
III.	テキサス州	32
1.	動産税 (Personal Property Tax)	32
IV.	ミシガン州	34
1.	動産税 (Personal Property Tax)	34

I. フランスにおける償却資産の保有に係る課税

フランスでは、償却資産の保有に対する課税制度に分類できる制度のうち重要なものとして、職業税(Business tax/Taxe professionnelle)がある。また、職業税に加え、実質的に、職業税と同じルールに従って規定されている償却資産(建物等、他の資産も課税対象となる)に係る以下の税制度が存在している。

- イル・ド・フランス州において、不動産業を営む公共団体が受領する事業所税
(Specific tax received by a Public Corporation acting in Real Estate in the Ile de France/ “Taxe speciale d’ equipement percue par l’ etablissement public foncier d’ Ile de France”)
- 商工業会議所税 (Chamber of commerce tax / “Taxe pour frais de Chambre de Commerce et d’ industrie”)
- 手工業会議所税 (Chamber of trade tax / “Taxe pour frais de Chambre des metiers”)
- 調整税 (Perequation (Adjustment) tax)

フランス税務上の償却資産とは、企業の貸借対照表上に計上され、かつ、時間の経過により価値が不可逆的に減少する固定資産及び無形固定資産とされているが、日本の償却資産に係る固定資産税との比較のため、ここでの償却資産とは、以下の3つの要件のすべてを満たす資産を想定している。

- 事業に利用される資産
- 当該資産に係る減価償却費が課税所得の計算上、損金算入される資産
- 不動産、無形固定資産及び自動車等(例えば、建物、家屋、工場、風車等)以外の資産

1. 職業税 (Business tax/Taxe professionnelle) : 地方税

1.1 職業税の課税客体

職業税の適用上の課税客体は、事業用不動産(土地を含む。)及びその他事業用固定資産(工具、装置、事業用家具等)とされており、償却資産もその対象に含まれている。

1.2 課税団体

フランスの以下の管轄部門が課税団体となる。

- 州 (region)
- 県 (department)
- 市町村 (community)

職業税はフランス財務省（国レベル）により收受され、関連する管轄部門に当該職業税に係るそれぞれの分担金額が受け渡される。

それぞれの管轄部門により收受される職業税は、関連管轄部門により定められる税率及び特定のルールに従って算定され、当該管轄地域に所在する法人により支払われる職業税の額と一致する。

1.3 納税義務者 (Article 1447 of the French Tax Code “FTC”)

原則として、フランスで常習的に事業を営む個人や法律上の事業体は、それらが設立された地域内において、職業税が毎年課されることとなっている。なお、職業税の課税年度は、暦年であり、1月1日時点で事業を行っているか否かにより、その課税年度の職業税の納税義務者となるか否かが決まる。また、職業税の納付の期限は当該課税年度の11月末日とされている。

1.4 課税標準

課税標準の決定の際に利用される基準期間は、原則としてその課税年度の1月1日が属する納税者の事業年度の2事業年度前の事業年度となる。

職業税の課税標準は、納税義務者がその課税年度の2年前の事業年度末日¹において所有、又は、賃借するその有形固定資産²の年間の賃貸価格であり、賃貸価格とは以下の2つの要素により構成されるものである。なお、具体的な税率の適用にあたっては、賃貸価格から当該賃貸価格の16%相当額の定額控除後の金額が課税標準として利用される。

1) 事業用不動産

¹ 新設法人等の場合で、参照すべき2年前の事業年度がない場合には、当該法人等が事業を開始した日からその年の12月31日までの期間が課税標準を参照すべき期間とされることから、その事業を開始した日の属する課税年度末を参照することとなる。

² なお、フランスの制度上、固定資産である動産のうち一定のもの（例えば、売上が、非営利事業活動についてはEUR62,000以下、又は、非営利事業活動以外の活動についてはEUR152,500以下である「定住性のある事業 (sedentary business)」に利用される設備)については、恒久的非課税措置を与えている。

フランスに所在し、かつ、その職業上（事業上）の活動の必要性に応じて納税義務者が自由に使用することのできる全ての事業用不動産の賃貸価値であり、事業用不動産の賃貸価値はその不動産台帳賃貸価値（Cadastral rental value）に一定の係数を乗じた金額³となる（概算の賃貸価値は、課税当局によって決定される。）。

2) その他の事業用固定資産の賃貸価値（工具、装置、事業用家具等）

以下のいずれかが賃貸価値になる。

- 資産が納税義務者によって所有される場合又は資産が納税義務者によってリース契約（“Leasing agreement” / “Crédit-bail”）⁴に従って利用（賃借）される場合

当該資産の取得原価⁵の16%相当額

- 資産が納税義務者によって6ヵ月以上の期間、レンタル契約（“Rental agreement”）⁶に基づき利用（賃借）される場合⁷

納税義務者によって支払われる年間の賃貸料（※）

※当該賃貸料が、その資産の購入代価の16%相当額に80%を乗じた金額より小さい場合、又は、120%を乗じた金額より大きい場合には、当該賃貸料はそれぞれ一番近い適用限度額に置き換えられることとなる（すなわち、その購入代価の12.8%（16%×80%）又は19.2%（16%×120%）相当額に置き換えられることとなる）。

³ 一般原則として、土地を含む不動産の賃貸価値は、以下のデータを乗じて算出される。

① 不動産台帳賃貸価値(Cadastral rental value)：1970年に査定された類似資産の賃貸価値を基に、1974年に定められた不動産の賃貸価値(law 74-645 dated July 18, 1974)

② (1981年から)毎年更新される不動産賃貸価値係数

但し、いくつかの例外規定が存在しており、例えば、商業用賃貸不動産の賃貸価値については、次の場合を除いて、賃貸人との間で合意された額とされている。

－ 賃貸価値が、特別に査定しなければならないかなり特殊な不動産であること。又は、

－ テナントと賃貸人との間で合意された賃貸価値額が、独立第三者価格ではない場合。

(この場合には、フランス課税当局は、原則通り、当該資産の不動産台帳賃貸価値を参照することとなっている)

⁴ そのリース期間終了時において、賃借人に購入オプションが付されている契約をいう。いわゆるファイナンス・リースのようなものと解される。

⁵ 取得原価とは、その資産の所有権移転にあたり、譲渡人と譲受人との間で合意した原価で、その譲受人の帳簿に計上されるものをいう。従って、減価償却を加味しない金額となる。

⁶ 特定の賃貸(rent)の対価として、一定の期間の間、財産を使用又は占有する権利が与えられるような契約をいう。

⁷ Rental agreementに基づくリースが6ヵ月未満の場合には、その資産の所有者(賃貸人)が納税義務者となり、資産が所有される場合の取り扱いとなる(資産の取得原価の16%相当額が賃貸価格となる。)

1.5 税率⁸及び税額

1.5.1. 原則

州、県及び市町村における職業税の税率（全ての管轄地域を考慮した税率）は、その投下資産（“investments”）がどこの市町村に所在するかにより様々であり、15%～40%となる。

納付すべき職業税額は、課税標準（上述の賃貸価格から当該賃貸価格の16%相当額を控除した金額）に各税率を乗じて算定される。但し、一定の場合には以下1.5.2.における調整が行われる。

つまり、例えば、その他固定資産（工具、装置、事業用家具等）が納税義務者によって所有される場合又はLeasing Agreementに従って利用される場合には、当該異なる税率の適用により、減価償却前の投下資産価値総額の2%～5.37%⁹の課税を生じさせることとなる。

2006、2007、2008年に係るパリに所在する法人の職業税率（全ての管轄地域を考慮した税率）は14.07%となる。なお、フランス全土における2006年の平均職業税率は26.6%であった。

1.5.2. 例外（職業税負担額への調整）

1) 付加価値額による調整（納税限度額）

算定される職業税額は、納税義務者からの申請によって、その課税期間にかかる付加価値額 (valeur ajoutée) の3.5%相当額を限度額とされる可能性がある。職業税の納税義務に一定の限度を設定するために参照される付加価値額 (valeur ajoutée) とは、納税義務者の純生産額 (net production. 下記(1)参照。)が第三者からの物品及びサービスの費消額 (Consumption of goods and services from third parties. 下記(2)参照。)を超える場合におけるその超える部分の金額として定義されるものである。

⁸ 毎年異なる税率がフランスのそれぞれの管轄部門によって規定される。

⁹ 当該課税負担率は、以下の通り算定される。

2% = 資産の取得原価 × 16% × (1-16%) × 15%

5.37% = 資産の取得原価 × 16% × (1-16%) × 40%

原則的方法に基づき算定（資産の賃貸価格に基づき算定）された職業税額が、付加価値額に 3.5% を乗じた金額を超える場合には、その差額部分については、国に対して還付請求をすることができる¹⁰。

(1) 純生産額 (net production)

一般に以下の①と②の差額と定義されうる。

①

- 納税義務者が販売する物品や提供するサービスの価値及び付随収入
- 納税義務者が受領する助成金、割戻、割引
- 納税義務者が自身の為に生産する物品や提供するサービス
- 当該事業年度末におけるその者が有する棚卸資産の価値

②

- 納税義務者によって購入される物品の価値
- 納税義務者によって支払われる関税
- 納税義務者によって提供される割戻
- 当該事業年頭におけるその者が有する棚卸資産の価値

(2) 第三者からの物品及びサービスの費消額 (Consumption of goods and services from third parties)

納税義務者によって購入された全ての外部からの供給品及びサービスの価値総額（なお、当該金額には納税義務者において生じた移送費用や、納税義務者が外注した費用、及び納税義務者の様々な管理費用が含まれる。）と定義されうる。

なお、納税義務者によって支払われた 6 ヶ月を超える期間賃借される固定資産の賃借料については、第三者からの物品及びサービスの費消額として考慮されない。

2) 一定の売上高を有する法人の最低納税額

なお、売上高が EUR7.6 百万以上の会社は、最低納税額として、付加価値額 (valeur ajoutée) の 1.5% 相当額まで、職業税を支払わなければならないこととされてい

¹⁰ 一般に、会社は、その課税年度の翌年の 12 月 31 日までに、付加価値額に基づく還付請求を行うことができ、フランス財務省は当該請求から原則として、6 ヶ月以内に納税義務者に対して還付を行うこととされている。なお、一定の条件下、納税者は、過払いを避ける為に、賃貸価格ではなく、見積りの付加価値額に基づく納付をすることができる。この場合、最終的な付加価値額が、見積額と異なる場合には所定の調整を受けることとなる。

る。従って、当該会社が、各地方自治体に課される職業税の総額（原則的な方法である、賃貸価値に基づき算出される金額）が、付加価値額に 1.5% を乗じた金額よりも小さい場合には、当該会社は、賃貸価値に基づき算出された職業税額と自社の付加価値額に 1.5% を乗じた金額との差額相当額を国に納付しなければならないこととされている。

3) その他の規定

3 年間の職業税の減額が適用される規定として、特に定率法の適用が可能な新規投資に関する規定がある。この規定では、納税者は、当該資産の取得年度において、当該投資額の価値の 100% の減額が認められるため、実質的には免税となり、2 年目は当該投資額の価値の 2/3、3 年目は当該投資額の価値の 1/3 の減額がそれぞれ認められることになる。

なお、他の控除はその課税標準を減額する形で適用される。

1.6 パリにおいて課せられる職業税からの税収と当該税収の税収全体に対する割合

(単位：EUR)

	パリ (注)	イル・ド・フランス 州
職業税率 (2006, 2007 及び 2008)	12.35%	1.72%
2006 年におけるパリに所在する法人からの職業税収入	695,020,559	96,821,457
2006 年におけるイル・ド・フランス州に所在する全ての法人からの職業税収入	X	388,521,842
2006 年の租税収入総額	2,378,891,397	1,007,700,000
2006 年における職業税収入に対する各管轄に係る税収の割合	29.22%	38.56%

(注) パリは職業税につき、県と市町村併せて一つの税率が適用されることとなっている。

1.7 当該税収の使途

職業税に係る税収は、特定の公共支出に対して特段影響を与えるものではない。支払われた職業税は、フランスの各部門の包括的な権限に従って使用される。例えば、パリ県の場合には、都市化、環境、治安、その他全体的な費用のために使用される。

1.8 納税義務者の事業活動に基づく非課税措置等

1.8.1 全てのフランス管轄地域における恒久的非課税措置 (Article 1449 - 1464 of the FTC)

職業税制度において、多くの非課税措置が規定されている。その多くが、以下のような非営利活動等に関するものである。

- 国又は地方当局による活動、及び、事業活動を行わない公益法人又は非課税活動を行う公益法人による活動
- 単独で作業を行う、又は、限られた人数の労働者を雇用する職人
- 農業に従事する事業体
- 新聞出版業業務を行う会社及び新聞記者等
- 鉱山業の営業許可取得者
- 家具付の部屋を貸し出す一定の住宅（自己の居住する住宅）貸付人
- 次の非営利事業を行う事業体： 画家、彫刻家、素描家などの芸術家でその芸術作品のみを販売しているとみなされる者、写真家、執筆者及び植字工、初等教育教師、オペラ歌手及びドラマ俳優、助産師及び看護師、弁護士研修生、慈善団体等。
- その他

1.8.2 地方税課税当局による一時的非課税措置 (Article 1465 - 1466 of the FTC)

職業税を収受する管轄部門の地方税課税当局（州、県及び市町村）はそれぞれ、特定の非課税措置に関する一定のリストを提供することを決定することができる。

非課税措置は以下に関連するものであることが多い。

- 娯楽関連専門の会社
- 新設会社又は新技術等を導入する会社
- 都市免税地域（※）等

※ 「都市免税地域 (ZFU: “Zones Franches Urbaines”）」とは、1995年2月4日付法令 (law no. 95-115) にて当初定義され、1996年11月14日付法令 (law no. 96-987) にて改正され、幾つかの Decree (例: 1996年12月26日付の Decree 96-1156) 上においても記載されている「経済的貧窮状態にある都市地域」をいう。当該地域の特徴は以下の通りであり、当該地域に所在する企業は、一定の免税措置（例えば、職業税に係る免税措置）を受けることができる。

- 密集住宅又は荒廃した住居が存在する地域であること、
- 当該地域における居住者数と雇用（有効求人数）の間に、大幅な不均衡が存在すること、かつ
- 当該地域の居住者数が 8,500 又は 10,000 人超であること（地域により異なる。）

2. イル・ド・フランス州において不動産業を営む公共団体が受領する事業所税 (Specific tax received by a Public Corporation acting in Real Estate in the Ile de France/Taxe speciale d' equipement percue par l' etablissement public foncier d' Ile de France)

当該事業所税は、原則として、職業税と同様の課税方式が採用されている。当税目は職業税と同様の計算方法で課税され、職業税と同様の諸条件に従い納付される。

2.1 課税客体となる償却資産

職業税と同じである。

2.2 課税団体

課税団体はイル・ド・フランス州において不動産業を営む公共団体 (Public Corporation acting in Real Estate in the Ile de France) である。当税目は国により収受され、その後、北フランス地域内で活動を行っている公共団体に支払われることとなっている。

2.3 納税義務者

当該事業所税は、職業税が課され、かつ、イル・ド・フランス州内で設立された企業がその納税義務者となる。

2.4 課税標準

職業税と同じである。

2.5 税率

0.271%である。

2.6 当該税収の地方税全体に占める比率

(単位：EUR)

2007年の当該事業所税に係る税収入（パリ） (フランス財務省により公表された数値ではない)	72,500,000
イル・ド・フランス州において不動産を営む公共 団体が受け取る租税収入総額	不明
租税収入総額に占める当該事業所税額の割合	不明

2.7 当該税収の用途

公共団体が受領した資金（例えば、税金や助成金で国によりされたもの）はこれらの団体が行う公共事業に充てられる。当該公共事業は非投機的な不動産取引（例えば、不動産の購入、売却又は建設）を行うことである。この意味では当該公共団体は、イル・ド・フランス地域内で公共住宅の開発だけでなく、活動領域の開拓を行わなければならないこととされている。

2.8 非課税措置等

職業税と同じである。

3. 商工業会議所税 (Chamber of commerce tax / Taxe pour frais de Chambre de Commerce et d'industrie)

原則として、当税目は、職業税と同様の課税方式が採用されている。当税目は職業税と同様の計算方法で課税され、職業税と同様の諸条件に従い納付される。

3.1 課税客体となる償却資産／課税標準

当税目は、職業税と同様の計算方式により課税される。ただし、高度な技術を要する活動を追求し、高度な技術を要する事業の登録名簿に登録され、かつ、商工会議所の選挙人名簿に記載されている納税義務者については50%の減税が適用される。

3.2 課税団体

課税団体は商工業会議所 (Chamber of commerce) であり、当税目は国により収受され、その後、当税目はその事業が関連する地域に所在する商工業会議所に支払われることとなっている。

3.3 納税義務者

職業税の適用を受ける企業が納税義務者となる。

3.4 税率

2006年におけるパリの適用税率は1.56%である。

3.5 当該税収の地方税全体に占める比率

(単位：EUR)

2006年度商工業会議所税収入 (パリ)	77,523,262
商工業会議所が受け取る租総税収入総額	不明
租税収入総額に占める当該商工業会議所税額の割合	不明

3.6 当該税収の用途

商工業会議所が受け取った資金は、会議所が遂行すべき任務に充てられる。当該任務とは、当該地域内における商業や工業の創出や開拓、及び、商業や工業における情報交換をサポートする活動である。

3.7 非課税措置等

職業税に免税として適用される以下項目については、商工業会議所税では免税が適用されない。

- 娯楽専門の企業
- フランスの管轄部門により付与された一時的な免税
- 都市免税地域における免税

一方で、当該税目の課税制度には、職業税には規定されていない免税規定があり、以下の者等に適用される。

- 非営利活動を排他的に行っている納税義務者
職業税は、特定の非営利活動を行っている者に免税規定の適用が限られるのに対し、商工業会議所税については、非営利活動のみを行っている者に対して免税規定が適用される。
- 高度な技術を要する活動を追及し、高度な技術を要する者の登録名簿に登録され、かつ、商工会議所の選挙名簿には記載されていない者
- 家具付部屋の貸し出す賃貸人
職業税は、自己の居住する住宅の家具付の部屋を貸し出す場合に限り免税規定の適用がされるのに対して、商工業会議所税については、自己の居住する住宅か否かにかかわらず、家具付部屋の貸し出しをする者すべてに免税規定が適用される。
- その他

4. 手工業会議所税 (Chamber of trade tax / Taxe pour frais de Chambre des metiers)

原則として、当税目は、職業税と同様の課税方式が採用されている。当税目は職業税と同様の計算方法で課税され、職業税と同様の諸条件に従い納付される。

4.1 課税客体となる償却資産／課税標準

職業税と同じである。

4.2 課税団体

課税団体は手工業会議所 (Chamber of trade) であり、当税目は、国により収受され、その後、事業が行われている地域内における専門職の団体に支払われることとなっている。

4.3 納税義務者

手工業会議所税は、高度な技術を要する者の登録名簿に登録される必要がある個人事業主及び企業、また、そのような登録名簿に任意で登録している者に課されている。

4.4 税率

2006年におけるパリにおける税額は、固定税額(EUR207)及び市町村付加税0.97%である。

4.5 当該税収の地方税全体に占める比率

(単位：EUR)

2006年度手工業会議所税収入（パリ）	1,583,685
手工業会議所が受け取る租税収入総額	不明
租税収入総額に占める当該手工業会議所税額の割合	不明

4.6 当該税収の用途

この専門職の団体が受け取った資金は、その団体が行うべき任務を遂行するために使用される。当該任務とは、地域内で行われる技術職の創出や開拓及び技術職についての情報交換をサポートする活動である。

4.7 非課税措置等

都市免税地域に関する免税を除き、職業税に適用される免税規定が同様に適用される。

5. 調整税 (Perequation (Adjustment) tax)

5.1 課税客体となる償却資産

調整税は前年のフランス全土における平均職業税率に比べ、適用される職業税率が低い管轄地域内 (Community：市町村) において課される。

5.2 課税団体

課税団体は、国（The State）であり、調整税は国レベルで徴収され、フランスの国税収入となり、一般予算に影響を与える。

5.3 課税標準

職業税と同じである。

5.4 税率

当該税目の総額は、当該税目が課税される管轄地域によって、適用される税率が異なる。2006年及び2007年におけるパリの調整税率は2.5%となっている。徴収手続きは、職業税と同様の規定が適用される。

5.5 当該税収の国税全体に占める比率

調整税の徴収税額の総額はフランス財務省により公表されていない。

5.6 当該税収の用途

一般予算に充当される。

5.7 非課税措置等

職業税と同じである。

II. 韓国における償却資産の保有に係る課税

韓国では、償却資産(償却資産だけではなく、土地及び建物などその他の資産も課税対象となる)の保有に対し、財産税、都市計画税、共同施設税、地方教育税が課される。しかし、機械装置及び器具備品の保有に対し、課される租税はない。

1. 財産税：区税¹¹及び市・郡税

1.1. 課税客体となる償却資産

財産税の課税客体となる償却資産¹²は、課税基準日(毎年6月1日)において区に所在する建築物¹³、船舶、航空機¹⁴である。

1.2. 課税団体

財産税の課税団体は、課税基準日(毎年6月1日)において当該資産が所在する区及び市・郡である。

1.3. 課税標準

財産税の課税標準は、時価標準額¹⁵である。

1.4. 税率

財産税の税率は、下記の通りである。

1) 建築物

- (1) ゴルフ場及び高級娯楽場用建築物：1000分の40
- (2) 特別市・広域市・市の住居地域に指定された地域に所在する一定の工場

¹¹ 財産税は基本的には区税及び市・郡税であるが、ソウル特別市の場合は船舶及び航空機を除いたその他課税対象に対する財産税については、ソウル特別市と区が50%ずつ課税する。

¹² 機械装置及び器具備品は財産税の課税対象とはならない。

¹³ 建築物は住宅を除いた建物と構築物を意味する。韓国の税法では建物と構築物を区分しないため、この建築物には構築物も含まれている。以下の税目も同様である。

¹⁴ 船舶の所在地は、船舶法による船積港で判定する。ただし、船積港がない場合は定繫場、定繫場が一定ではない場合は所有者の住所地で判定する。航空機の所在地は、航空法による登録願簿に記載された定置場の所在地で判定する。ただし、登録していない場合は所有者の住所地で判定する。

¹⁵ 時価標準額とは、取引価格、輸入価額、新築・建造・製造価格等を考慮して定めた基準価額に種類・構造・用途・経過年数等、課税対象別特性を勘案して、地方自治体長が毎年1月1日に大統領令(地方税法施行令第80条)で定める基準に従って算出した額をいう。また、建築物に対する課税標準は、2006年は時価標準額の55%を課税標準とし、毎年5%ずつ引き上げて2015年から時価標準額の100%が課税標準とされる。

用建築物¹⁶：1000分の5¹⁷

(3) その他建築物：1000分の2.5

2) 船舶

(1) 非業務用船舶で、時価標準額が5千万ウォンを超える船舶：1000分の50

(2) その他船舶：1000分の3

3) 航空機：1000分の3

4) 特別な財政需要、災害等により財産税の税率調整が不可避であると認められる場合には、各地方自治体長は条例で定めるところにより上記税率の100分の50の範囲内で税率を加減調整できる。ただし、加減調整した税率は当該年に限定して適用する。

1.5. 当該税収の地方税全体に占める比率

2007年度の地方税収に占める財産税の割合は、以下の通りである。

(単位：百万ウォン、%)

地方税合計	財産税合計	比率
42,002,042	3,225,761	7.680%

なお、財産税収の資産別の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万ウォン、%)

区分	財産税収	比率
建築物	547,270	16.966%
船舶	1,000	0.031%
航空機	6,636	0.206%
その他課税対象 (土地及び住宅)	2,670,855	82.798%
合計	3,225,761	100%

1.6. 当該税収の使途

財産税の収入に使用制限はない。

¹⁶ 製造、加工、修繕、印刷等の生産設備を備え、延床面積500㎡以上の工場用建築物が該当する。

¹⁷ 首都圏整備計画法第6条に規定する過密抑制圏域内に工場用建築物を新設又は増設する場合における当該建築物に対する財産税の税率は、その新設又は増設年から5年間は上記税率の100分の50(5倍)とされる。

1.7. 非課税措置等

1) 地方税法による主要減免¹⁸

- (1) 農機械類、農業用水の供給施設、20トン未満の小型漁船に対する減免
当該資産については、財産税を免除する。
- (2) 民営刑務所等に対する減免
民営刑務所等として使用される業務用建築物については、財産税を免除する。
- (3) 社会教育施設等に対する減免
社会教育施設等として使用される業務用建築物については、財産税を免除する。
- (4) 産業団地等に対する減免
産業立地及び開発に関する法律により指定された産業団地、産業集積活性化及び工場設立に関する法律による誘致地域及び産業技術団地支援に関する特例法により造成された産業技術団地内で産業用建築物等を新築又は増築しようとする者が取得する当該建築物に対する財産税の税率は、その取得年から5年間は上記税率の100分の50とする。

また、首都圏整備計画法第2条第1号に規定する首都圏以外の地域に所在する産業団地において産業用建築物を新築又は増築しようとする者が取得する建築物については、財産税を免除する。
- (5) 地域均衡開発のための減免
地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律に規定する開発促進地区で告示された開発事業を施行するために取得する建築物に対する財産税の税率は、その取得年から5年間は上記税率の100分の50とする。
- (6) 産業人材支援のための減免
勤労者職業能力開発法に規定する職業能力開発訓練施設(宿泊施設を含む)に該当する建築物を課税基準日において職業能力開発事業のために使用している場合には、財産税を免除する。
- (7) 中小企業、流通団地支援のための減免
 - ① 中小企業創業支援法により指定された創業保護支援センター、ベン

¹⁸ 韓国の公共機関の育成のための減免及び無形資産、土地、自動車、住宅等の財産税に係る減免は除いており、以下、他の税目に対する課税軽減及び免除についても同一の基準で作成している。

チャー企業育成に関する特別措置法により指定されたベンチャー集積施設、産業技術団地支援に関する特例法により指定された産業技術団地に入居する者に対して財産税を課税する場合には、上記税率の脚注17は適用しない。

- ② 中小企業創業支援法により創業保護支援センター事業者の指定を受けた者が創業保護支援事業等に使用するために取得する建築物に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
 - ③ 流通団地開発事業者が大統領令に定める流通団地内において取得する事業用建築物に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
 - ④ 流通事業を営む者が取得する大統領令に定める流通団地内において流通事業用建築物に対する財産税の税率は、その取得年から5年間は上記税率の100分の50とする。
- (8) 事業用航空機、国際船舶、外国航路就航用船舶等に対する減免
- ① 航空法に規定する航空機使用事業等に使用するために取得する航空機に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
 - ② 国際船舶登録法の規定により国際船舶として登録するために取得する船舶に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
 - ③ 沿岸航路就航のための貨物運送用船舶と外国航路のみ就航するために取得する外国航路就航用船舶に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
- (9) 国民健康増進事業者等に対する減免
- 医療法により設立された医療法人が課税基準日において医療業のために使用している建築物については、財産税を免除する。
- (10) 社会団体等に対する減免
- ① 政府の許認可を受けた学術研究団体・奨学団体・技術振興団体・文化芸術団体・体育振興団体・青少年団体が業務に使用するために取得し、課税基準日において学術研究等のその団体の本来の業務のために使用している建築物については、財産税を免除する。
 - ② 青少年基本法による青少年修練施設の建築物に対する財産税の税率は、上記税率の100分の50とする。
 - ③ 産学協力促進に関する法律により設立された産業協力団が企業付設研究所等と大学が協力して研究等の業務のために使用する建築物に

については、財産税を免除する。

2) ソウル特別市の条例による減免：なし

2. 都市計画税：特別市・広域市税及び市・郡税

2.1. 課税客体となる償却資産

都市計画税の課税客体となる償却資産¹⁹は、課税基準日（毎年6月1日）において都市計画税賦課地域²⁰内に所在する財産税の課税対象となる建築物である。

2.2. 課税団体

都市計画税の課税団体は、課税基準日（毎年6月1日）において当該資産が所在する特別市・広域市及び市・郡である。

2.3. 課税標準

都市計画税の課税標準は、時価標準額²¹である。

2.4. 税率

都市計画税の税率は、下記の通りである。

1) 標準税率：1000分の1.5

2) 地方自治体長は上記1)の標準税率とは別に税率を定めることができるが、当該税率は1000分の2.3を超過してはならない。

2.5. 当該税収の地方税全体に占める比率

2007年度の地方税収に占める都市計画税の割合は、以下の通りである。

¹⁹ 機械装置及び器具備品は都市計画税の課税対象とはならない。

²⁰ 国土の計画及び利用に関する法律第6条の規定による都市地域で、条例で定めるところにより地方自治体長が告示する。人口と産業が密集している又は密集が予想されるために当該地域に対する体系的な開発・整備・管理・補填などが必要な地域である。

²¹ 脚注15と同じ。

(単位：百万ウォン、%)

地方税合計	都市計画税合計	比 率
42,002,042	1,659,178	3.950%

なお、都市計画税収の資産別の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万ウォン、%)

区 分	都市計画税収	比 率
建築物	267,389	16.116%
その他課税対象 (土地及び住 宅)	1,391,790	83.884%
合計	1,659,178	100%

2.6. 当該税収の用途

都市計画税は、都市計画に関連する事業に充当する。

2.7. 非課税措置等

1) 地方税法による主要減免

(1) 民営刑務所等に対する減免

民営刑務所等として使用される業務用建築物については、都市計画税を免除する。

(2) 社会教育施設等に対する減免

社会教育施設等として使用される業務用建築物については、都市計画税を免除する。

(3) 国民健康増進事業者等に対する減免

医療法により設立された医療法人が課税基準日において医療業のために使用している建築物については、都市計画税を免除する。

(4) 社会団体等に対する減免

⑤ 政府の許認可を受けた学術研究団体・装学団体・技術振興団体・文化芸術団体・体育振興団体・青少年団体が業務に使用するために取得し、課税基準日において学術研究等のその団体の本来の業務のために使用している建築物については、都市計画税を免除する。

- ⑥ 産学協力促進に関する法律により設立された産学協力団が企業付設研究所等と大学が協力して研究等の業務のために使用する建築物については、都市計画税を免除する。

2) ソウル特別市条例による主要減免

(1) 生涯教育施設等に対する減免

課税基準日において生涯教育施設、図書館等に使用している建築物については、都市計画税を免除する。

(2) 文化地区内の勸奨施設に対する減免

文化芸術振興法により指定された仁寺洞文化地区及び大学路文化地区内で承認された勸奨施設内で課税基準日において「ソウル特別市文化地区の管理及び育成に関する条例」により承認された用途に使用している建築物に対する都市計画税の税率は、上記税率の100分の50とする（ただし、当該軽減税率の適用期間は、仁寺洞文化地区は2004年1月1日以降最初に納税義務が成立した時点²²から5年間、大学路文化地区は2006年5月4日の納税義務成立時点から5年間とする。）。

(3) 地方医療院に対する減免

地方医療院の設立及び運営に関する法律により設立された地方医療院が医療事業に使用するために取得する建築物については、都市計画税を免除する。

3. 共同施設税：特別市・広域市税及び道税

3.1. 課税客体となる償却資産

共同施設税の課税客体となる償却資産²³は、課税基準日（毎年6月1日）において消防共同施設区域及び汚物処理施設区域等の共同施設区域内に所在する建築物及び船舶²⁴である。

²² 課税対象となる資産を保有している課税基準日（6月1日）が納税義務成立日となる。

²³ 機械装置及び器具備品は共同施設税の課税対象とはならない。

²⁴ 船舶の所在地の判定は、脚注14と同じ。

3.2. 課税団体

共同施設税の課税団体は、課税基準日（毎年6月1日）において上記資産が所在する特別市・広域市及び道である。

3.3. 課税標準

共同施設税の課税標準は、時価標準額²⁵である。

3.4. 税率

共同施設税の税率は、下記の通りである。

1) 消防共同施設に課される共同施設税

課税標準を下記の金額に区分してそれぞれの金額に対応する割合を適用税率²⁶とする。

課税標準	適用税率
600万ウォン以下	1000分の0.5
600万ウォン超 1300万ウォン以下	1000分の0.6
1300万ウォン超 2600万ウォン以下	1000分の0.7
2600万ウォン超 3900万ウォン以下	1000分の0.9
3900万ウォン超 6400万ウォン以下	1000分の1.1
6400万ウォン超	1000分の1.3

2) 汚物処理施設その他の共同施設に課される共同施設税：1000分の0.23

各地方自治体長は条例で定めるところにより上記税率の100分の50の範囲内で税率を加減調整できる。

3.5. 当該税収の地方税全体に占める比率

2007年度の地方税収に占める共同施設税の割合は、以下の通りである。

²⁵ 脚注15と同じ。

²⁶ 貯油場・ガソリンスタンド・精油所・デパート・ホテル・遊興場・劇場・4階以上の建築物等、大統領令で定める火災危険建築物に対する共同施設税の税率は、上記税率の100分の200(2倍)とする。

(単位：百万ウォン、%)

地方税合計	共同施設税合計	比率
42,002,042	541,521	1.289%

なお、共同施設税収の資産別の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万ウォン、%)

区分	共同施設税収	比率
建築物	425,269	78.532%
船舶	271	0.050%
その他課税対象 (住宅)	115,981	21.418%
合計	541,521	100%

3.6. 当該税収の使途

共同施設税は、消防設備及び汚物処理施設等の共同施設の管理等に充当する。

3.7. 非課税措置等

1) 地方税法による主要減免

(1) 20トン未満小型漁船に対する減免

当該資産については、共同施設税を免除する。

(2) 民営刑務所等に対する減免

民営刑務所等として使用される業務用建築物については、共同施設税を免除する。

(3) 社会教育施設等に対する減免

社会教育施設等として使用される業務用建築物については、共同施設税を免除する。

(4) 国際船舶に対する減免

国際船舶登録法の規定による国際船舶として登録するために取得される船舶については、共同施設税を免除する。

- (5) 国民健康増進事業者等に対する減免
医療法により設立された医療法人が課税基準日において医療業のために使用している建築物については、共同施設税を免除する。
- (6) 社会団体等に対する減免
 - ① 政府の許認可を受けた学術研究団体・奨学団体・技術振興団体・文化芸術団体・体育振興団体・青少年団体が業務に使用するために取得し、課税基準日において学術研究等のその団体の本来の業務のために使用している建築物については、共同施設税を免除する。
 - ② 産学協力促進に関する法律により設立された産学協力団が企業付設研究所等と大学が協力して研究等の業務のために使用する建築物については、共同施設税を免除する。

2) ソウル特別市条例による主要減免

- (1) 生涯教育施設等に対する減免
課税基準日において生涯教育施設、図書館等に使用している建築物については、共同施設税を免除する。
- (2) 地方医療院に対する減免
地方医療院の設立及び運営に関する法律により設立された地方医療院が医療事業に使用するために取得する建築物については、共同施設税を免除する。

4. 地方教育税：特別市・広域市税及び道税並びに区税及び市・郡税

4.1 課税客体となる償却資産

地方教育税の課税客体となる償却資産は、登録税²⁷の課税対象となる資産²⁸又は財産税の課税対象となる資産である。

²⁷ 登録税とは、建築物、工場財団、建設機械、航空機、船舶に対する財産権等、権利の取得事項の登録時に課される地方税(特別市・広域市税及び道税)である。

²⁸ 登録税の課税対象となる資産のうち、地方教育税の対象とならない資産(建設機械及び車両)がある。

4.2 課税団体

地方教育税の課税団体は、登録税を課税する特別市・広域市及び道並びに財産税を課税する地方自治体が属する特別市・広域市及び道である。

4.3 課税標準

登録税額²⁹又は財産税額³⁰等³¹

4.4 税率

100分の20³²

4.5 当該税収の地方税全体に占める比率

2007年度の地方税収に占める地方教育税の割合は、以下の通りである。

(単位：百万ウォン、%)

地方税合計	地方教育税合計	比率
42,002,042	4,456,653	10.610%

なお、地方教育税収の資産別の内訳は、以下の通りである。

²⁹ 登録税の課税標準は、取得者が申告した価額である。但し、申告又は申告価額の表示がないか若しくは申告価額が時価標準に達しない場合には時価標準額が課税標準となる。

また、登録税の税率は、下記の通りである。

1) 建築物の登記：建築物価額の1000分の20

2) 工場財団の登記：登記1件当たり4500ウォン

3) 建設機械の登録：建設機械価額の1000分の10

4) 航空機の登録：最大離陸重量が5700kg以上である場合、登録価額の1000分の0.1、その他航空機の登録の場合は登録価額の1000分の0.2

5) 船舶の登記：船舶価額の1000分の10

6) 小型船舶の登録：船舶価額の1000分の0.2

各地方自治体長は条例が定めるところにより上記税率の100分の50の範囲内で加減調整できる。

³⁰ 財産税の課税標準及び税率については、1.3.及び1.4.を参照のこと

³¹ 地方教育税は、登録税及び財産税のほか、住民税、レジャー税、自動車税、総合土地税、タバコ消費税についても賦課されるが、これらは償却資産の保有に対して課される税ではないため、これらの税についての詳細の確認は割愛する。

³² 地方教育税は、登録税及び財産税のほか、住民税、レジャー税、自動車税、総合土地税、タバコ消費税についても賦課されるが、これらは償却資産の保有に対して課される税ではないため、税率の確認は割愛する。

(単位：百万ウォン、%)

区 分	地方教育税収	比 率
財産税	642,227	14.411%
登録税	1,339,262	30.051%
その他課税対象 (住民税、レジャー税、自動車税、総合土地税、タバコ消費税)	2,475,162	55.539%
合計	4,456,653	100%

4.6 当該税収の使途

地方教育税は、地方の教育財源の拡充のために使用する。

4.7 非課税措置等

地方教育税の非課税措置等はない。

《参考 / 米国における償却資産の保有に係る課税》

I. 概要（米国各州における償却資産の保有に対する課税の有無）

米国においては、償却資産の保有に対し、一般的に、各州において動産税（Personal property tax）が課される。各州における動産税の有無については下表の通りである（なお、下表は2008年7月16日現在の情報に基づく）。

下表の通り、米国50州及び1特別区のうち、動産税が存在しないのは8州（デラウェア、ハワイ、イリノイ、アイオワ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ノースダコタ及びペンシルバニア）であり、課税が行われる州及び特別区においても、その課税対象となる資産の範囲や税率等は州により異なっている。

なお、次節以降においては、カリフォルニア州、テキサス州、ミシガン州における動産税の詳細につき、記載する。

州名	動産税の有無 (Y=有、N=無)	摘要
アラバマ	Y	
アラスカ	Y	
アリゾナ	Y	
アーカンソー	Y	
カリフォルニア	Y	
コロラド	Y	
コネチカット	Y	
デラウェア	N	
コロンビア特別区	Y	注1
フロリダ	Y	
ジョージア	Y	
ハワイ	N	
アイダホ	Y	
イリノイ	N	
インディアナ	Y	
アイオワ	N	注2
カンザス	Y	
ケンタッキー	Y	

ルイジアナ	Y	
メイン	Y	注3
メリーランド	Y	注4
マサチューセッツ	Y	
ミシガン	Y	
ミネソタ	Y	注5
ミシシッピ	Y	
ミズーリ	Y	
モンタナ	Y	
ネブラスカ	Y	注6
ネバダ	Y	
ニューハンプシャー	N	
ニュージャージー	Y	注7
ニューメキシコ	Y	注5
ニューヨーク	N	
ノースカロライナ	Y	注8
ノースダコタ	N	注9
オハイオ	Y	注10
オクラホマ	Y	
オレゴン	Y	注1
ペンシルベニア	N	注11
ロードアイランド	Y	
サウスカロライナ	Y	
サウスダコタ	Y	注12
テネシー	Y	注13
テキサス	Y	注14
ユタ	Y	注15
バーモント	Y	
バージニア	Y	
ワシントン	Y	
ウェストバージニア	Y	
ウィスコンシン	Y	
ワイオミング	Y	

- 注1) 事業目的の資産のみ課税される。
- 注2) 動産のうち不動産とみなされるものを除き、ほとんどの動産が免税となる。
- 注3) 家財道具、衣服、農業用具、機械工具及び少額資産（1千ドル以下）は免税である。
- 注4) 事業用動産のみ課税される。
- 注5) 動産のうち特定のもののみ課税される。
- 注6) 事業目的若しくは所得稼得目的で使用され、かつ、耐用年数が一年以上である償却資産が課税される。
- 注7) 特定の公共事業や石油精製業に使用される事業目的の動産のみ課税される。
- 注8) 通常、非事業用資産は課税されない。
- 注9) 主として特定の企業（鉄道会社、運送会社等）が保有する資産（centrally assessed property）が対象である。
- 注10) 事業用棚卸資産、事業用機械装置及び什器に課される動産税は段階的に免税となる。具体的には、2005年時点のオハイオ州では資産の実態価値(True value：有形償却動産の場合は、帳簿上の取得価額から帳簿上の減価償却費を控除したもの)に25%を乗じて計算した金額を課税標準(Listed value)として課税されていたが、2009年以降当該乗数は0%まで逡減されるため、実質的に免税となる。電話会社、電信会社及び電気通信会社が所有する動産についても段階的に免税となり、2007年時点においては実態価値に20%を乗じて計算した金額を課税標準として課税されたが、2011年以降当該乗数は0%まで逡減され、実質的に免税となる。
- 注11) 同州には、動産税(Personal property tax)は存在せず、不動産税(Real property tax)のみ存在する。ただし、一部の償却資産については、税法上、不動産とみなされ不動産税が課税される。
- 注12) 主として公共事業及び鉄道会社等が保有する動産(centrally assessed personal property)のみ課税される。
- 注13) 専門職で使用される動産のみ課税される。
- 注14) 所得を生み出す動産のみ課税される（地域により異なる。）。
- 注15) 特定の資産が生み出す収益が少額である場合には当該資産は免税となる。

II. カリフォルニア州

カリフォルニア州においては、各年において、償却資産の保有について、賦課期日における当該保有者に対し、動産税（Personal Property Tax）が課される。以下においては、カリフォルニア州サクラメント市（City of Sacramento）を想定し、当該市において償却資産を保有した場合に課される動産税につき記載する。

1. 動産税（Personal Property Tax）： 地方税

1.1 課税客体

別途「免税財産」¹として規定されている財産を除き、目に見え、重さや尺度を測定することが可能であり、触れることが可能若しくは一定の方法で知覚できるすべての有形動産で、カリフォルニア州に所在するもの（土地及び改良工事(improvements)を除く）に対し、動産税が課される。課税客体となる有形動産の例としては、移動可能な機械装置、事務用家具、工具や消耗品が挙げられる。

1.2 課税団体

カリフォルニア州サクラメント郡（Sacramento County, California）

1.3 課税標準

動産税の課税標準は、「賦課期日（“the lien date”＝1月1日）における“Full cash value”に基づく動産の評価額」となる。

“Full cash value”とは、財産の買い手と売り手の双方が当該財産の潜在的な用途や使用目的および当該用途や目的に対して課され得る制約を認知しており、売り手と買い手が平等な立場に有ると仮定した場合に、当該財産を一般の市場において売却したと想定した際に生み出される現金或いは現金同等物の総額をいう。

納税義務者は、カリフォルニア州サクラメント郡に対し、“Form BOE-571-L”（Business Property Statement）の提出が求められる。これは、納税義務者が賦課期日（the lien date）において所有、帰属、占有、支配若しくは管理しており、同郡に所在する、課

¹ ここでの「免税財産」には、1.7「非課税措置等」に記載されたものの他、病院や公立学校その他の非営利団体が使用する財産、家財、政府保有財産、農業用財産等が含まれる。

税対象となるすべての事業用動産を報告するためである。当該報告書の提出期限は、賦課期日の属する年の4月1日である。

1.4 税率

2007年度の当該地域における動産税の税率は1.0956% (County tax の他、city tax 等も含む) である。当該税率は、サクラメント郡内の各学区 (school districts) によって異なる。なお、2006年度におけるサクラメント郡の動産税の平均税率は1.0493%となっている。

Proposition 13 “a property tax limitation initiative”により、カリフォルニア州内における動産税率は「1% (the “general levy”) に、有権者により承認された地方債を償還するのに必要な率を加算した税率」に制限されており、これに伴い将来的な動産税による税収拡大が制限された。

1.5 当該税収の地方税全体に占める比率

カリフォルニア州全体の財産税 (※) の税収は、2005年度においては383億4千万ドル、2004年度においては345億2千万ドルとなっている。

2004年度のカリフォルニア州における統計値によると、財産税 (※) の税収の合計は、総歳入のおよそ18%を占めている。

※上記数値²には、動産税に加え、不動産税による税収も含む。

1.6 当該税収の使途

通常賦課率 (the “general levy”) である1%部分については、学校、防火施設、市の施設など、当該郡における数多くの機関に割り当てられる (当該部分については、各地域団体に割り当てられた後、当該税収に係る使途について特に制限は設けられていない)。また、上記1%を超える部分については、主に、地方債の償還等に充当される。

1.7 非課税措置等

1) 事業用棚卸資産 (Business inventory)

² 郡税率の他、市税率等も含めた合計税率に対応する税収である。

事業用棚卸資産には、動産税は課税されない。事業用棚卸資産 (Business inventories) には、たとえば、販売やリースを目的とした商品、食物製品や繊維製品の原材料となる動物、顧客へ配布する付随的な消耗品 (incidental supplies passed on to the customer) が含まれる。免税財産には、賦課期日 (1月1日) に使用されている資産若しくは通常の消耗品は含まれない。上記免税措置の適用に際し、納税義務者による報告書の提出は不要である。

- 2) 従業員所有の手工具に係る免税 (Employee-owned hand tools exemption)
雇用の条件として従業員が調達し保有する、動産に該当する手工具のうち5万ドルまでの金額については免税となる。

「手工具 (“Hand tools”) 」とは、持ち運び可能な道具・機器を指し、持ち運び可能な電動工具を含む、これらは職場内外への持ち運びが可能で、従業員の職務の遂行上、通常業務に必要不可欠なものとして使用されているものをいう。なお、「手工具」には、当該手工具の保管ケースも含まれる。

「従業員に所有され、供給された手工具 (“Hand tools owned and supplied by an employee”) 」とは、従業員が雇用される前から所有していた手工具、若しくは雇用期間中に従業員自身が取得し、その代金の支払いをした手工具で、雇用終了後にも引き続き当該従業員が所有することになるであろう手工具をいう。ここでいう従業員には、個人事業者及び業務請負人 (independent contractors) は含まれない。

- 3) 低額免税 (Low-Value Exemption)
動産の“Full cash value”が余りにも低く、当該動産を免税としないと、当該動産に対する課税額、Special assessments³等が当該財産に係る郡当局が負担する賦課徴収費用を下回る場合には、郡当局 (county board of supervisors) は、当該財産を免税とすることができる。この場合、低額かどうかの基準額は5千ドル以下とされている。
- 4) 災害免税 (Disaster relief)
災害によって大きな損害を受け若しくは損壊した財産の課税標準は、その損害等を考慮した課税標準まで再評価される。再評価された (減額された) 財産の課税標準は、当該財産が完全に修理され、修復され、若しくは再建されるまで適用される。その後、再評価された課税標準は、当該再評価の要因となった基準年度の価額にま

³ “Special assessment”とは、ある財産に対して直接的に提供される (行政) サービス (ごみ処理、防火等) の対価として賦課される租税である。(a charge on a tax bill for a service or benefit provided directly to a property. Examples of these types of assessments are garbage collection, sewer, lights and landscaping maintenance, mosquito abatement, fire protection, water, sanitation and other such services).

で戻される。修理、修復若しくは再建の価値が損害・損壊前と概ね同等である場合には、これら修理、修繕若しくは再建は新たな工事とはみなされない。納税義務者は、災害免税の適用を受ける場合には申請書の提出が義務付けられている。

III. テキサス州

テキサス州においては、各年において、償却資産の保有について、賦課期日における当該所有者に対し、動産税 (Personal Property Tax) が課される。以下においては、テキサス州オースティン市 (City of Austin) を想定し、当該市において償却資産を保有した場合に課される動産税につき記載する。

1. 動産税 (Personal Property Tax) : 地方税

1.1 課税客体

テキサス州に所在するすべての有形動産については、州によって免税とすることが要求若しくは許容されるものを除き、法で定められた方法によって計算された財産の価額に応じて当該財産の所有者が動産税を課税される (当該財産の所有者が (地方公共団体以外の) 自然人であるか、法人であるかを問わない) 。

ここでの有形動産には、目に見え、重さや尺度を測定することが可能であり、触れることが可能若しくは知覚により識別することが可能であるものが含まれるが、(法の規定により免税とされる) 持分、請求権若しくは権利を化体する文書 (a document that constitutes evidence of a valuable interest, claim, or right) は含まれない。課税客体となる有形動産の例としては、移動可能な機械装置、事務用家具、自動車 (賃貸用を含む。)、工具や消耗品のうち、所得の稼得を目的として保有・使用されていないものが挙げられる。

1.2 課税団体

テキサス州トラビス郡 (Travis County, Texas)

1.3 課税標準

動産税の課税標準は、動産の1月1日時点の市場価格 (market value) としてトラビス郡の鑑定士が評価した価額となる。

財産の市場価格 (market value) は一般に認められている評価技法 (generally accepted appraisal techniques) を適用して決定される。評価地域内で一般的な評価方法 (mass appraisal standards) を採用して財産の評価額を決定する場合には、その採用する一般的な評価方法は、the Uniform Standard of Professional Appraisal Practice の基準を満たしていなければならないこととされている。同種若しくは類似する財産を評価する場合には、同種若しくは類似する評価方法・技法を使用する必要がある。但し、各財産は、市場価格に影響を及ぼしうる個々の性質に基づき評価される必要がある。

棚卸資産の市場価格 (Market value of inventory)

棚卸資産の市場価格は、一般的に、継続して事業を行っている購入者に対して1月1日時点で販売し得る価格となる。棚卸資産には、一度も住宅として占有されておらず、通常の取引や事業の過程で保有している販売用居住用不動産も含まれる。

1.4 税率

2007年度の当該地域における動産税の税率は市税0.4034%、郡税0.4216%及び学区税 (school district tax) 1.1630% (合計税率は1.9980%) となっている⁴。

1.5 当該税収の地方税全体に占める比率

2006年度におけるトラビス郡の財産税 (※) による税収は、3億37百万ドル⁵であり、これはトラビス郡の (政府活動=Governmental Activities に伴う) 歳入の約62%を占める。2006年度の州全体の動産税の税収は約335億ドルと、同州の税収合計 (約721億ドル) の約46%を占めている。

(※) 上記数値には、動産税のみならず、不動産税による税収も含む。

1.6 当該税収の使途

資産税の税収は、学区 (school districts)、郡、市や特別区などの各地域団体に割り当てられる。なお、各地域団体に割り当てられた後、当該税収に係る使途について特に制限は設けられていない。

⁴ なお、市税、郡税、学区税ともに、同一の課税標準が採用される。

⁵ 郡税率(0.4216%)のみならず、市税・学区税も合わせた合計税率(1.9980%)に対応する税収である。

1.7 非課税措置等

1) 非営利目的動産 (Non-income producing personal property)

一般的に、その所有や使用が営利目的でない有形資産については、建設された住宅を除き、資産税は免税となる。自動車等について、1年間の走行距離の50%以上が営利目的以外によるものである場合には、当該自動車は主に営利目的で使用されたものではないとみなされる。営利目的で所有や使用されている動産であっても、資産の価額が、各々5百ドル以下であるものについては、資産税は免税となる。

2) 州内外への移転 (Imports and Exports)

以下すべての要件を満たす場合には、動産税が免税となる。

- (1) 当該財産が、テキサス州内で取得され、或いはテキサス州内に持ち込まれた後、テキサス州外に持ち出されていること（当該財産をテキサス州外に持ち出す意図があったか否か、又は、当該財産を取得或いはテキサス州に持ち込んだ際に、当該財産の持ち出し先が決定されていたか否かは問われない。）
- (2) 当該財産を取得又はテキサス州に持ち込んだ者が、組立て、保管、製造、加工若しくは工作の為に、当該財産をテキサス州内に留めること。
- (3) 財産をテキサス州内で取得した日若しくはテキサス州に持ち込んだ日以後、175日以内に当該財産をテキサス州外に持ち出していること。

3) 汚染防止財産 (Pollution control property)

空気、水や土壌の汚染を抑制するために使用されている財産は動産税が免除される。

IV. ミシガン州

ミシガン州においては、各年において、償却資産の保有について、賦課期日における当該保有者に対し、動産税 (Personal Property Tax) が課される。以下においては、ミシガン州 Lansing 市を想定し、当該市において償却資産を保有した場合に課される動産税につき記載する。

1. 動産税 (Personal Property Tax) : 地方税

1.1 課税客体となる償却資産

課税対象となる動産には、(1) ミシガン州に所在するすべての物品 (goods) /家財 (chattels) /個人資産 (effects) 、(2) ミシガン州の居住者が所有しており、州外に所在する一方で当該場所では実質的にかつ恒久的に事業の用に供されていないすべて

の物品/家財/個人資産、及び(3)法令上、免税対象とならない、ミシガン州に所在するその他すべての動産が含まれる。

動産は、更に以下の4つの分類に区分される。

- 1) 農業用動産 (Agricultural personal property)
法令により免税対象とならない農業用設備および農産物
- 2) 商業用動産 (Commercial personal property)
 - ・ 商業用地上の設備、備品、付帯物
 - ・ 免税対象とならない棚卸資産
 - ・ 屋外広告板
 - ・ 高速道路上における作業用途以外に使用する目的で設計された輸送車等に設置された掘削装置及び設備
 - ・ Motor vehicle tax の課税対象となる Michigan Department of State に登録されている商業用車等以外の商業用車等(unlicensed commercial vehicles)、或いは、特殊稼働設備として登録された又は一時的に許可された商業用車等
- 3) 工業用動産 (Industrial personal property)
 - ・ 工業用地上に設置された機械、設備、備品、付帯物等
 - ・ 免税対象とならない棚卸資産
 - ・ 鉱山会社が所有する金属採掘用資産 (metallic mining properties) 等⁶
- 4) 公共用動産 (Utility personal property)
 - ・ 送電/配電システム
 - ・ 発電設備
 - ・ スペア・パーツ
 - ・ ガス配送システム
 - ・ 水道システム
 - ・ 油井および関連設備
 - ・ 免税対象とならない棚卸資産
 - ・ 関連設備等の付帯したガス井
 - ・ 石油/ガス充填設備 (oil or gas filed equipment)
 - ・ ガス貯蔵設備
 - ・ 石油/ガス輸送会社の輸送ライン (transmission lines of gas or oil transporting companies)

⁶ これらについては特殊な動産なので、一般の動産で用いる評価方法では正しく評価できないため、ミシガン州の地質学者により評価されることになる。

賃貸された土地に存する建物については、当該建物（改良工事）の所有者が当該土地の所有者ではなく、当該土地に係る不動産税の支払義務を負わず、また、当該改良工事（improvement）が動産として評価される場合には、当該建物は動産とみなされる。

1.2 課税団体

ミシガン州 Lansing 市⁷

1.3 課税標準

すべての課税対象財産は、前年 12 月 31 日時点の当該財産の状況に基づく”True cash value”の 50%を評価額として、Local assessing officer により評価されなければならない。

“True cash value”とは、評価時点において当該財産を個別に譲渡したと仮定した場合の通常売却価額（usual selling price）を指す。通常売却価額には、以下のものは含まれない。

- 1) 競売（forced sales and auction sales）。但し、対象財産の通常の取得方法が競売である場合等を除く。
- 2) 破産手続きにおける清算の一部としての競売
- 3) 通常売却価額を確保するために一般的に用いられるマーケティング手法が使用できない場合の販売

州又はその一部門が、滞納税届の代わりに差し押さえた土地を売却した場合の売却価格又はこれに関連してなされた評価に係る評価額、或いは、政府監督機関が公共料金の決定目的（rate-making purpose）で規制対象公共事業の財産に対して付した価額は、評価目的上、True cash value の証左とはならない。

動産評価の際には、当該財産の使用年数に伴う減価を反映すべく、減価償却率による調整を行った取得価額が用いられる。納税者は、償却済み資産も含め、前年 12 月 31 日時点の保有動産を申告する為、2 月 1 日までに、City assessor に対し、Form 632（L-4175）・動産申告書（Personal Property Statement）を提出する必要がある。

1.4 税率

⁷ ミシガン州においては、財産の所属する地域により、主に 4 つの課税団体（Township, Village, 4th class cities, home rule cities）が存在する。ミシガン州の州都である Lansing 市における償却資産の保有を想定した場合、同市が課税団体となる。

ミシガン州 Lansing 市における 2007 年度の動産税率は、6.388%である。当該税率の内訳は以下の通りである。課税標準が通常売却価額の 50%であるため、実効税率は概ね 3.194%となる。

- 1) City tax…………… 1.588%
- 2) County tax…………… 0.872%
- 3) School tax…………… 2.032%
- 4) State Education… 0.600%
- 5) College tax…………… 0.381%
- 6) その他 tax …………… 0.915%

1.5 当該税収の地方税全体に占める比率

- ・ Lansing 市における財産税（※）の税収（2006 年度）： 42.63 百万ドル（City tax 部分のみ）〔同市の政府活動(Governmental Activities)による歳入の約 27.5%を占める。〕
 - ・ ミシガン州全体の財産税（※）の税収合計（2006 年度）： 約 145 億ドル〔ミシガン州全体の税収合計（約 378 億ドル）の約 38%を占める。〕
- （※）上記数値には、動産税の他、不動産税による税収額も含む。

1.6 当該税収の用途

財産税による歳入は、各地域団体（county、city、school）等に分配される。なお、各地域団体に割り当てられた後、当該税収に係る用途について特に制限は設けられていない。

1.7 非課税措置等

1) 非営利目的動産

一般的に、その所有や使用が営利目的でない有形資産については、建設された住宅を除き、動産税が免税となる。

2) 事業用棚卸資産

棚卸資産は動産税が免税となる。「棚卸資産（inventory）」とは、以下の資産を指す。

- （1）小売業或いは卸売業において、通常の営業循環過程にて再販売目的で保有する商品の在庫

- (2) 製造業における完成品、仕掛品、原材料
- (3) (燃料や修理用部品等の) 材料や備蓄

但し、リースされた動産やリース目的(で保有する)動産、内国歳入法(Internal Revenue Code)上、減価償却が認められる動産については、免税対象とならない。

3) 自動車等

登録料 (registration fees) が支払われた自動車等(motor vehicles)は動産税が免税となる。自動車等の製造業者は、棚卸資産として保有する自動車等につき、(登録された自動車等の一定量を除き) 動産税が免税となる。ディーラーは、棚卸資産として保有する自動車等につき、動産税が免税となる。

4) 特殊工具

特殊工具は免税となる。「特殊工具 (special tool) 」とは、金型(die)、ジグ(jig)、備品 (fixtures)、鋳型 (mold)、原型 (pattern)、特殊計器 (special gauge) 等の完成済みの工具又は未完成の工具、或いは、製品を製造する為に使用され (又は使用目的で用意され)、当該装置について大掛かりな加工を施さない限り、他の製品を製造する為に使用できない同様の工具を指す。

製品の製造に使用される工具が特殊工具に該当するか否かを判断するにあたっては、当該工具の経済耐用年数は考慮されない。

「製品 (product) 」とは、製造工程を経て直接的に製造される動産を指す。「製品」とは、卸売業或いは小売業において販売目的或いはリース目的に用いる事ができるのであれば、① (製品の) 一部分、②特殊工具、③構成要素(a component)、④組立て前の状態 (sub-assembly)、⑤完成品の何れであるかを問わない。

なお、「特殊工具」には、以下のものは含まれない。

- (1) 金型、ジグ、備品、鋳型、原型、特殊計器とは性質の異なる工具。State Tax Commission (STC)によれば、コンベアー、運搬車 (trolleys)、コンピューター化された機械装置等が特殊工具に含まれない一例とされている。
- (2) 標準工具 (standard tools)
- (3) 機械装置 (カスタマイズされ、或いは、特殊工具に関連して使用されるものを含む)。STCによれば、ある製品を製造する為にカスタマイズされていない圧

縮機 (a press) は、たとえ当該圧縮機に使用されている金型が特殊工具に該当する場合であっても、特殊工具とはみなされない。

「標準工具 (standard tools)」とは、特殊工具以外の、金型、ジグ、備品、鋳型、原型、特殊計器その他工具をいう。「標準工具」には、カスタマイズされ、或いは、特殊工具・標準に関連して使用される機械装置は含まれない。Form 632(L-4175)には、免税となる特殊工具を除いた取得価額合計を記載する別欄が設けられている。

5) コンピューター・ソフトウェア

コンピューター・ソフトウェアは、下記の何れかに該当しない限り、免税となる。

- (1) 当該ソフトウェアが、コンピューター、機械、設備の一部、工具、或いは不動産の恒久的な構成要素 (permanent component) として組み込まれ、当該ソフトウェアが通常、別個では入手不可能である場合。
- (2) 当該ソフトウェアの原価が、納税者の帳簿又は記録上、コンピューター、機械、設備の一部、工具、或いは不動産の原価の一部に含められている場合。

ここで、「コンピューター・ソフトウェア」とは、機械として使用可能な媒体 (machine-usable medium) に組み込まれた場合に、情報処理機能を有する機械装置が、特定の機能・タスク・結果を示唆、実行、達成することを可能ならしめる言語或いは指示の集合 (a set of statements or instructions) を言う。

6) 「適格操業開始法人等(Qualified Start-up Business)」

適格操業開始法人等が有する動産は、当該企業等が各課税年度の5月1日までに、city assessor に対し申請書を提出することにより免税の申請をし、当該 assessor が許可した場合に、動産税が免税となる。

「適格操業開始法人等 (qualified start-up business)」とは、以下を満たす法人等と定義される。

- (1) フルタイムの従業員数は25名未満であること。
- (2) 免税対象となる当該課税年度における売上高が1百万ドル未満であること。
- (3) 免税対象となる課税年度における費用のうち、研究開発費用が15%以上を占めていること。
- (4) 上場していないこと。
- (5) 納税義務者の直前の7年間において、「Michigan Employment Security Act 上、納税義務者が雇用者として、従業員を雇った場合に、最初に社会保険料等の拠出義務を負うことになる」当初2年間に属していた期間があること。

7) “SmartZones”

同市の”SmartZones”に所在するイノベーション・センター (innovations center) の財産であり、当該センターの管理上、適格ハイテク法人等が所有し、使用する財産については、動産税が免税となる。「適格ハイテク法人等 (qualified high-technology business)」とは、営業費用合計の 25%以上を研究開発費用が占める法人等、或いは、その主たる事業が「ハイテク事業 (high-technology activity)」である法人等を指す。「ハイテク事業」には、製品開発/人間の健康・環境に対する脅威・被害の評価・防止に役立つテクノロジー/医療機器テクノロジー/ライフ・サイエンス・テクノロジー/製品研究開発に関連する、先進コンピューター利用 (advanced computing)、先進素材 (advanced materials)、バイオテクノロジー、電子機器技術 (electronic device technology)、工学技術 (engineering)、研究所での検証 (laboratory testing) 等が含まれる。

平成20年度調査研究事業

フランス、韓国における償却資産の保有にかかる
課税に関する調査報告書

平成20年9月

財団法人 企業活力研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-16

晩翠ビル 5階

Tel (03) 3503-7671 Fax (03) 3502-3740